平成２７年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成２７年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成２７年１１月１７日（火）午後２時から午後３時２０分

３　**開 催 場 所**　千葉市議会棟　３階　第３委員会室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（専門分科会長）、岩井雅夫委員、池田孝子委員、大場隆委員、
小野満佐子委員、細野雅子委員、山﨑淳一委員、木村章委員、上妻陽子委員、
今田進委員、重田清江委員、田中祐子委員、中溝明子委員、畠山一雄委員、
日暮規夫委員

【事務局】

石井こども未来局長、始関こども企画課長、佐々木保育支援課長、
秋庭保育支援課幼児教育・保育政策担当課長、大町こども家庭支援課長、
高須児童相談所長、伊藤児童相談所相談・虐待対策担当課長、
藤田健全育成課長、若菜保育運営課長、中谷保育運営課保育所指導担当課長、
田中主査

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）会長職務代理者の選任について
（２）次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成２６年度進捗状況及び計画期間の最終評価について
（３）認定こども園の認定の要件を定める条例案等について
（４）里親認定の適否について

報告事項　（１）里親の辞退について

６　**議事の概要**

議題（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長が会長職務代理者に岩井委員を指名し、全員異議なく会長職務代理者と決定した。

（２）次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成２６年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

事務局から、次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成２６年度進捗状況及び計画期間の最終評価についての説明があり、質問・意見が示され、事務局案を了承として答申することを決定した。

（３）認定こども園の認定の要件を定める条例案等について

事務局から、認定こども園の認定の要件を定める条例案等について説明があり、質問・意見が示され、事務局案のとおり決定した。

（４）里親認定の適否について【非公開】

事務局から、３件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

報告事項

（１）里親の辞退について【非公開】

事務局から、１件の里親の辞退について報告があり、了承された。

7　会議の経過

田中主査：　それでは、大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから、平成 27 年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お配りしております資料の説明をさせていただきます。

机の上に、座席表、資料２－１、資料３、資料４、以上を配付してございます。資料２－１につきましては、事前にも送付しておりますけれども、若干修正がございましたので、本日机上にお配りしております資料をご覧いただきますようにお願いいたします。また、次第、委員名簿、資料１、資料２－２につきましては、事前に配付してございますので、そちらのほうをご覧

ください。不足がございましたら、事務局までお申しつけいただけますでしょうか。

なお、資料３、資料４につきましては、個人情報を保護する観点から、会議終了後に回収させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴の方にお願いいたします。傍聴に当たって、入室の際に配付いたしました傍聴要領の記載事項に違反した場合は退室していただく場合もございますので、ご注意いただきたいと思います。

当会議の公開及び議事録の公表でございますけれども、里親及び里子に関する事項及び処遇検討部会の開催状況につきましては、平成 12 年 11 月の児童福祉専門分科会におきまして、原則非公開との決定をいただいております。これに従い、議題（４）、報告事項（１）につきましては、非公開とさせていただきます。

続きまして、本日の委員の皆様の出席でございますが、過半数に達しておりますので、社会福祉審議会条例の規定によりまして、当会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、公認会計士の大川委員、植草学園短期大学福祉学科教授の佐藤委員、千葉市小中学校長学校運営協議会の清水委員につきましては、本日は欠席のご連絡をいただいております。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更があり、当分科会におきましても４名の方が変更となりましたので、新たに委員となられました方をご紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮ではございますけれども、その場で一旦ご起立いただきますよう、お願いいたします。

千葉市議会議員、教育未来委員会委員長の岩井雅夫様でございます。

岩井委員：　岩井でございます。よろしくお願いいたします。

田中主査：　千葉市小中学校長学校運営協議会、源小学校長の田中祐子様でございます。

田中委員：　よろしくお願いいたします。

田中主査：　千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、濱野昌彦様、千葉労働局総務部企画室長の藤澤俊一様におかれましては、遅れていらっしゃるということです。

それでは、続きまして、こども未来局長の石井よりご挨拶を申し上げます。

石井局長：　改めまして、皆さん、こんにちは。こども未来局長の石井でございます。今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、今日はちょっと暖かくて日の光もあったのですが、今夜からまた下っていくようで、何か週末に向かうと毎週雨で、ちょっと残念かなという中で、実は昨日、マリンスタジアムで私ども千葉市役所の各局・各部対抗の野球大会の決勝がございまして、私どもこども未来局から男性保育士チームが決勝に進出いたしまして、相手は若葉区役所チームだったんですけれども、おかげさまで優勝することができました。私ども、こども未来局といたしましても、1,000 人以上の職員がいますけれども、仕事も一生懸命やりますし、レクリエーション、スポーツもみんな協力してやっております。これも、体を鍛えて千葉市を子どもたちが住みよいまちにしていきたいなという我々の所信のあらわれかなというふうに思っておるところでございます。

ちょっと話がずれましたが、子どもの新制度が４月からスタートいたしました。私といたしましても、その新制度のスタートに合わせまして未来局の組織を改正いたしました。そしてまた、これはうれしいことで、保育所・保育園の待機児童につきましても、おかげさまで首都圏では初めての２年連続のゼロということで、また来年の４月に向けて、職員一同、励みになっているのかなというふうに思っております。

そうした中で、小学校の子どもルームの件につきましては、この４月に４年生まで拡大、来年４月に５年生、そして、29 年度には６年生まで拡大していく予定でおりますが、保育所・保育園の待機児童もゼロをキープしなければいけないのですけれども、逆に、子どもルームの待機児童につきまして、これも保育所と一緒ですけれども、つくれば手を挙げる方が増えるというような状況が出ているのが現状で、残念ながら、今現在、高学年児童も含めまして 300 人強の方が、待機をされているという状況です。保育所とあわせまして、子どもルームにつきましても一生懸命頑張っていきたいと思っておるところでございます。

さて、本日は、各種施策について、報告あるいはご審議していただく事項がございます。どうぞ、限られた時間内ではございますが、忌憚のないご意

見をいただきまして、今後、千葉市が一番だぞというような状況をつくり上げていただきたいと思っております。

それでは、今日はよろしくお願いいたします。

田中主査：　それでは、これより議事に入らせていただきます。中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　それでは、始めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、早速ですけれども、議題（１）の会長職務代理者の選任に入りたいと思います。事務局のほうから、選任方法についての説明をいただきたいと思います。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。会長職務代理者の選任方法について、ご説明申し上げます。

会長職務代理者は、条例第５条第４項の規定により、会長の指名となっております。

中澤会長：　ありがとうございます。

今のご説明によりますと、会長職務代理者は会長の指名ということでございます。私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります岩井雅夫委員にその職をお願いしたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、岩井委員、よろしくお願いいたします。

岩井委員：　ただいま会長のほうからご推挙いただきました千葉市議会議員の教育未来委員長をさせていただいております岩井でございます。私も 28 年中学校の教員をしておりましたので、子どもたちのためにぜひとも頑張っていきたいと思っております。微力ではございますが、頑張りますのでよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

議題　（２）次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成２６年度進捗状況及び計画期間の最終評価について

中澤会長：　それでは、続きまして、議題（２）次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成 26 年度進捗状況及び計画期間の最終評価について、事務局から説明をお願いいたします。

始関課長：　こども企画課の始関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

初めに、進捗状況及び最終評価の報告を行う前に、新たな委員の方もいらっしゃいますので、後期計画について簡単にご説明をさせていただきます。

資料１をお願いいたします。表紙をおめくりいただきまして、「次世代育成支援行動計画（後期計画）について」をご覧ください。

まず、（１）の「計画の概要」でございます。計画策定の趣旨でございますが、本計画は、子どもと子育て家庭を支援するため、保健、福祉のみならず、教育、まちづくりなど、さまざまな分野にわたり施策を総合的に推進することにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを目指し、前期計画の評価を踏まえるとともに、ひとり親家庭の自立支援をするために策定した「ひとり親安心プラン」を統合し、平成 22 年４月に策定いたしました。その後、23 年４月に、計画期間が終了した「青少年育成行動計画」のうち、継続する事業を編入したものでございます。

次に、計画の構成でございますが、「基本目標１　次代を担うこどもの参画の推進」を初めとして、10 の基本目標を設定し、30 の基本施策のもと、全 375 事業で構成しております。

なお、同一の事業を複数の所管課で推進している事業もございますことから、評価を行う所管事業数といたしましては 395 事業となっておりまして、計画期間は平成 22 年度から 26 年度までの５年間として策定したものでございます。

それでは、本題の進捗状況及び最終評価でございます。２ページから３ページに、国が特に重点を置き、数値目標を義務づけた特定 12 事業を、４ページ以降に、各個別事業の進捗状況、最終評価を添付してございます。１ページにお戻りいただきますと、まとめたものをご用意してございます。

「（２）平成 26 年度の進捗状況の概要」の右側の表をご覧ください。全体の進捗状況といたしましては、５段階で評価しておりまして、「概ね実施した」も

のが 344 事業、「終了した」ものが 31 事業、「あまり実施できなかった」ものが８事業、「実施できなかった」ものが３事業、「未着手」が９事業というふうに整理しておりまして、終了した事業を含めますと全体の 95%が「概ね実施した」という状況でございます。

次に、「（３）計画期間の最終評価の概要」でございます。平成 26 年度が後期計画の最終年度であったことから、計画期間の最終評価を実施いたしました。右側の表をご覧ください。４段階で評価を実施しております。最終評価の状況といたしましては、「計画以上の成果があった」ものとしてＡ評価が 26 事業、「計画どおり実施した」ものをＢ評価として 331 事業、「着手したが、目標事業量に達していない」ものとしてＣ－１が 29 事業、「未着手」としてＣ－２とした事業が９事業となっております。本計画に掲載した事業の 357 事業、約 90%が「計画以上の成果があった」または「計画どおり実施した」との評価でございます。

「（４）進捗状況及び最終評価の公表」についてですが、「公表方法」に記載されておりますとおり、次世代育成支援対策推進法において、毎年少なくとも１回、市町村行動計画に基づく実施の状況を公表しなければならないこととなっておりますことから、本日、当分科会におきまして報告した後に、12 月上旬にホームページで公開する予定としております。

最後に、「（５）千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告事業について」ですが、先ほども申し上げましたように、当計画は 395 事業という非常に多くの事業を掲載しておりますので、全ての事業の進捗状況について報告させていただくことは時間的に難しい状況でございます。したがいまして、本日は、国が重点を置き、数値目標を設定することとされている事業、これを特定事業と呼んでおりますが、この特定事業の平成 26 年度の進捗状況及び計画期間の最終評価について、ご説明をさせていただきます。

それでは、１枚おめくりいただきまして、「特定事業の進捗状況及び計画期間の最終評価」をお願いいたします。

まず、表の上段に、進捗状況の５段階評価、最終評価の４段階の評価基準を記載してございます。

次に、表の見方についてですが、一番左に記載しております番号は特定事業におけます通し番号、次に後期計画における事業番号となっております。続い

て、事業名、事業内容、その隣に後期計画の策定時でございます平成21年度末の現状値、その隣に平成26年度末の目標値を記載し、対比しやすいように並べてございます。次に25年度末の現状値、その隣に26年度末との増減、26年度の状況を記載してございます。

一番上の「地域子育て支援拠点事業」を例にしてご説明いたしますと、平成21年度末現状値では、地域子育て支援センター７カ所、子育てリラックス館10カ所、これに対し、平成26年度末の目標値として、子育てリラックス館を12カ所に増やすという目標を設定しておりますが、平成26年度までに子育てリラックス館の増設がなく、年度末現状値では11カ所にとどまっております。しかしながら、進捗状況を「○」、つまり「概ね実施した」としておりますのは、目標としております施設の増はなかったものの、利用延べ人数が前年度と比較して増加しているなど、事業として「概ね実施した」と評価しているためでございます。

これに対し、目標値に対する達成率は、平成26年度末の目標値に対する平成26年度末の状況を比較しております。計画期間の最終評価欄につきましては、26年度末目標値に対する計画期間５年間の実績に基づき、それぞれ、最終評価及び達成状況、課題等を記載してございます。評価につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。一番右の欄は事業所管課を記載しております。

それでは、各事業についてご説明をさせていただきます。

初めに、通し番号１番の「地域子育て支援拠点事業」でございますが、こちらは、「基本目標２　子育て家庭の育児力の向上」に位置づけられている事業でございます。親子の交流・情報交換の場の提供、各種相談・指導、また、子育てに関する情報提供などを行うもので、26年度におきましては、施設の増はございませんが、前年度と比較して利用人数が、地域子育て支援センター、子育てリラックス館、ともに増となっております。最終評価につきましては、子育てリラックス館が目標値に届かなかったことから、Ｃ－１、「計画どおり実施されなかった」との評価をしております。各区２カ所の目標としておりますことから、引き続き、稲毛区への整備に向け取り組んでまいります。

次に、通し番号２番の「ファミリー・サポート・センター事業」でございますが、「基本目標３　地域の育児力の向上」に位置づけられております。これは、

子どもを預かってほしい登録会員に対し、育児を応援したい登録会員を紹介いたしまして、会員相互の援助活動を支援するものでございます。センターの設置数につきましては、既に１カ所設置しておりまして、目標を達成しており、活動件数は前年並み、登録会員数は前年度より増加しており、最終評価につきましては、Ｂ評価、「計画どおり実施した」と評価しております。

次に、通し番号３番から10番までは、「基本目標４　仕事と家庭生活の両立支援」に位置づけられております。

まず、３番の「認可保育所の整備等」でございますが、これは、保育所の新設や増改築、定員増、弾力化により、待機児童対策を図るものでございます。26年度の実施状況におきましては、一番下に記載しておりますとおり、保育所の新設や定員変更などにより、1,027人の定員増を図り、左の「年度末現状値」で定員数を１万3,383人としたほか、弾力化により入所児童数を１万4,220人としております。最終評価につきましては、待機児童ゼロを達成したこと、入所児童数についても目標値を上回っていることから、Ａ評価としております。

次に、「休日保育事業」でございますが、日曜、祝日、年末の保育需要に対応するため実施するものでございます。26年度におきましては、５カ所において事業を実施し、施設の増はございませんでした。最終評価につきましては、目標値に届かなかったことから、Ｃ－１としております。

次に、５番の「一時預かり事業」でございます。保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れなどの保育需要に対応するため実施するものでございます。26年度におきましては、５カ所増やし、34カ所で実施いたしました。最終評価につきましては、Ｂ評価としております。

次に、６番、「特定保育事業」でございますが、保護者のパート就労等で断続的に利用したいという方などの保育需要に対応するため実施するものでございます。今年度より一時預かり事業の定期利用として実施することとなったことから、26年度におきましては新規募集を行わなかったため、23カ所で実施し、施設の増はございませんでした。最終評価につきましては、目標値に届かなかったことから、Ｃ－１としております。

次に、７番、「延長保育事業」でございますが、仕事の都合等により通常保育の時間帯を越えて児童を預けたいという保育需要に対応するため実施するものでございます。26年度末には、８カ所増やし、129カ所で実施いたしました。

最終評価につきましては、目標値を上回ったことから、A評価としております。

次に、８番、「子どもルーム整備事業」でございますが、これは、小学校低学年の児童を対象といたしまして、放課後の遊び・生活の場を提供するものでございます。26 年度におきましては、施設改善を４カ所で実施し、新規の開設はございませんでした。最終評価につきましては、目標値に届かなかったことから、Ｃ－１としております。今後におきましても、待機児童の発生しているルームの増設、狭隘・老朽化している施設の改善を図るとともに、高学年の受け入れを拡大してまいります。

続きまして、９番、「子どもルーム運営事業」でございますが、子どもルームは平日及び土曜日に運営しておりまして、指導員の適正配置や研修を実施し、運営しております。平成26年度におきましては、利用児童数が268人増え、7,347人となりました。最終評価につきましては、利用児童数は年々増加しているものの、目標値に届かなかったことから、Ｃ－１としております。

10 番目は「病児・病後児保育事業」でございます。これは、病気の回復期などにあるため一般の保育所等に預けることができない児童を、診療所に併設した施設で保育を行うものでございます。26 年度におきましては、既存施設１カ所の定員増を行いましたが、新規の開設はございませんでした。最終評価につきましては、目標値に届かなかったことから、Ｃ－１としております。引き続き、事業者確保、新規整備に向け取り組んでまいります。

11 番と 12 番の事業でございますが、いずれも「基本目標８　支援が必要な子どもと家庭への対応」に位置づけられた事業でございます。

まず、11 番が「子育て短期支援事業（ショートステイ事業)」でございます。これは、保護者が病気や社会的な理由によりまして家庭での養育ができない場合に、一時的に児童福祉施設等で養育を行うものでございます。26 年度におきましては、１カ所ふえ、５カ所の児童養護施設等に委託して実施いたしました。最終評価につきましては、継続実施が目標のところ、実施施設数が増加したことから、A評価としております。

最後に、12 番、「子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業)」でございます。こちらはショートステイと似ておりますが、保護者が仕事などで恒常的に帰宅が遅い場合、または休日に不在の場合に、児童養護施設等で夕方から夜間、休日にその児童の養育を行うものでございます。26 年度におきましては、

１カ所増え、４カ所の児童養護施設等に委託し、実施いたしました。最終評価につきましては、継続実施が目標のところ、実施施設が増加したことから、Ａ評価としております。

以上が国が重点事業とした特定 12 事業の進捗状況及び最終評価でございます。

なお、特定事業を含めました全事業に関しましては、次ページ以降に整理をしてございます。

この内容につきましては、本日、委員の皆様方にご了承いただきまして、12 月上旬に市のホームページで公表を予定しております。個別事業につきましては、時間の関係で本日はご説明できませんが、会議後におきましても、ご意見がございましたら、配付してございますご意見用紙等により、ファクスやメールにて提出いただければ、今後の参考とさせていただきます。

また、今年度からは、児童福祉専門分科会において皆様のご協力を賜りながら策定させていただきました「千葉市こどもプラン」に基づき、「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」に向け、各種施策を推進しているところでございます。この「千葉市こどもプラン」につきましても、後期計画と同様な形で、来年度以降、掲載事業の進捗状況につきまして、皆様方にご報告させていただいた後に公表してまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

ただいまいただきました説明について、何かご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。

達成率というのは、基本的に何か数式みたいなものがあるんですか。１つ足りなかったとか、２つ足りなかったとか、幾つかまだ目標値には達していないとか、あるいは、これは達しなかったけど利用者がふえたからとか、いろいろな要因があると思うのですけど、何かそこら辺の一定の算定基準は。

始関課長：　数値目標を立てているものにつきましては、目標値と実際の数字で割り出したものでございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

ご質問ある方はどうぞ。

畠山委員：　１番の「地域子育て支援拠点事業」の目標に対する達成率ですが、子育てリ

ラックス館の 21 年の現状が 10 カ所、目標値が 12 カ所ということですから、2カ所増やすことが目標ではないかと思いますが。そうすると、増やす目標に対しては 50%しか達成していないとも思えます。利用人数が目標値に入っていて、それでこういう評価をするならば結構だと思いますが、目標値は箇所数ですから、これはできなかった理由をきちんともう一遍考える必要があるのではないかと思います。地域がここでよかったのかどうかというのはあるかもしれませんが、利用者が増えるということはニーズがあるということだと思いますし。

中澤会長：　ありがとうございます。

12 分の 11 なのか２分の１なのかは、基本的な算定式というのがあるのだろうと思います。目標で２カ所増やすということになれば、そこら辺を念頭に置いた形というのが必要でしょうね。わかりました。

何かお答えいただいたほうがよろしいですか。お願いします

佐々木課長：　保育支援課でございます。

ただいまの目標値に対する達成率でございますけれども、これは、19 カ所のうち 18 カ所という形で、これを割りかえしまして約 95%という形で表記をいたしました。人数につきましては、前年度と比較いたしまして増加をしているところでございます。また、26 年度に１カ所できなかったことにつきましては、しっかりと検証していきたいと考えています。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

岩井委員：　10 番の「病児・病後児保育事業」についてですが、目標値が 12、各区に２つずつで、今８カ所あるということですが、私のほうに、子育てをして保育所に預けているご父兄の方パートで働いている方がかなり多いのですが、病気でちょっと熱が上がるとすぐ保育所から呼び出されて、迎えに行って家に戻す、あるいはパートを抜けることになってしまうということがかなりあって、会社も、そうやってちょこちょこ抜けられてしまうと大変困るということで、もっと病児保育を増やしてほしいという要望が多数出ています。この進捗状況を見ると、目標達成率が一番低いと思いますので、今後どのように進めていくのか、お示しいただければと思います。

中澤会長：　お答えいただけますか。よろしくお願いします。

佐々木課長：　保育支援課でございます。

ただいま、委員のほうからの質問でございますが、目標値に達する達成率でございますけれども、12カ所予定しているうちの８カ所という形でございますので、割りかえしまして67％ということで、この中でも非常に低い率というふうになってございます。

こちらにつきましては、26年度まではこのような状況になっておりますけれども、新たな開設に向けまして、事業者の開設補助という形で、新規開設につながるような形で、ただいま補助制度を検討しているところでございます。委員がおっしゃられましたように、需要は非常に多いわけでございまして、利用者数も増えております。このような状況を鑑みて、冒頭申し上げましたように、新規増につながるような形で検討を進めているところでございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

岩井委員：　はい。

中澤会長：　ほかに何かご質問などございますでしょうか。

重田委員：　質問というより現状を教えていただきたいと思います。

11番の「子育て短期支援事業」、いわゆるショートステイの事業ですが、利用児童数が354人、利用延べ日数が885日となっています。この内訳ですけれども、どのくらいの利用日数の児童が一番多いのか、その理由はどういった理由が多いのか、２点お願いいたします。

中澤会長：　お願いします。

大町課長：　利用日数の平均でございますけれども、ご家庭の事情によりましていろいろまちまちでございますが、月１日とか２日利用している人が多いと思います。

それから、利用する理由でございますけれども、就業の関係でお迎えが遅くなるとか、そういうような理由が多い状況でございます。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問などございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、議題（２）次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成26年度進捗状況及び計画期間の最終評価について、事務局から示された案について了承することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、次世代育成支援行動計画（後期計画）の平成26年度進捗状況及び計画期間の最終評価については、了承として答申することと決定いたします。

議題　（３）認定こども園の認定の要件を定める条例案等について

中澤会長：　では、続きまして、議題（３）です。認定こども園の認定の要件を定める条例案等について、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

秋庭担当課長：　保育支援課担当課長の秋庭と申します。よろしくお願いします。

資料２－１と資料２－２をご用意ください。まず、説明のほうは、資料２－１、Ａ３横のものでご説明いたします。「認定こども園の認定の要件を定める条例の制定等について」でございます。大きく分けまして２つの条例についてご意見を頂戴したいと思っております。

まず一つ目の条例ですが、左側の上のところから、「認定こども園の認定の要件を定める条例について」でございます。

１番目の「制定の趣旨」ですが、千葉県から、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限の移譲を受けるに当たりまして、認定こども園法において、認定の要件について、本市における認定の要件を定める条例を制定するものです。

下に表がございますが、４つの類型が認定こども園にはございまして、表の一番上の幼保連携型につきましては、法により認可権限が指定都市に移譲されております。これにつきましては、昨年度、条例を制定させていただいておりますが、今回、幼保連携型以外、幼稚園型、保育所型、地方裁量型ですけれども、これは、引き続き現在都道府県が認定を行っております。

本市といたしましては、３類型の認定こども園を促進しまして、認定こども園の普及を図りたいと考えておりまして相談等を受けておりますが、現状、認定の段階になると「あとは千葉県への申請になりますよ」ということになっております。ただし、千葉県の事務処理特例条例というもので規定すれば千葉県から市に権限がおろせると規定されておりますので、最後まで責任を持って、千葉市で認定できるように、現在、千葉県と移譲に関する協議をしているところです。

後ほどご説明しますが、千葉県のほうで条例を改正した暁には、私どもで条例を制定して、認定のための要件を定める条例をつくる、そういう趣旨でございます。

以上が（２）のところです。

この表の下、「他指定都市の状況」がありますが、既に移譲済みが８市、28年度から移譲予定が４市、この４市の中には、本市、千葉市は入っておりませんので、本市も含めると 20 のうち 13 の政令指定都市が少なくとも来年度からは移譲予定となっております。

具体的な条例の中身が（３）でございます。基準条例の制定に当たりましては、国の定める基準、告示ですけれども、それを参酌して定めることとされております。本市の認定こども園におきましては、既に幼保連携型につきましては昨年条例化したところですけれども、他の類型につきましても、同じような水準を維持・確保していきたいという考え方のもと、以下の表のとおり、国と異なる、国の告示に上乗せした基準を設定したいと思っております。具体的な項目が以下の表になります。

まず１点目ですが、「３歳以上児の学級の編制」でございます。国基準では１学級 35 人以下と規定されておりますが、右側の表のように、本市の基準では、３歳児の学級については 30 人以下と、国の基準よりも上乗せしたいと考えております。これは、下の特記事項のところにありますけれども、市の幼保連携型認定こども園の認可の基準と同様にするものでございます。

続きまして、表の２段目、「１・２歳児に対する職員配置」でございます。これにつきましては、国基準では児童６人に対して保育士あるいは幼稚園教諭等１人なのですけれども、本市の基準では５人に対して１人と、これも上乗せしております。特記事項にありますとおり、これも幼保連携型認定こども園の基準と同様、あるいは保育所の保育士の配置基準と同様としてあります。

続きまして、「遊戯室」です。国の基準では保育室との兼用が可となっておりますが、本市の基準としましては、利用定員 60 人以上の場合は別に設ける、必置ということで規定させていただきたいと思っております。これも、市の幼保連携型認定こども園と同様、また保育所の基準とも同様としております。

ペーパーの右上に行きまして、「屋外遊戯場」でございます。こちらも、国

の基準では、特段人数に関係なく、近隣の代替地、一般には公園等ですけれども、そういった代替地でも可となっておりますが、本市の基準では、利用定員60人以上の場合は必置というふうに規定させていただきたいと思っております。特記事項につきましては、幼保連携型認定こども園につきましては人数に関係なく園庭は必置ですので、この基準につきましては市の保育所の認可基準と同様とさせていただいております。

続きまして、「３歳以上児への食事の提供」ですが、国基準では外部搬入は可ですけれども、本市につきましては、上乗せとして、外部搬入の場合はあらかじめ市長との協議を義務づけるとしてございます。これにつきましても幼保連携型の認可基準と同様でございます。

次に、「非常災害対策」でございますが、国の基準では特に規定はございませんが、本市の上乗せでは、設備の設置、これは消火器ですとか非常口ですとか、そういった基準になります。あるいは、災害に対する計画、それから、これは言葉足らずで申しわけありませんが、３未満児保育をする際には月１回の訓練の実施、それから、これは全庁的な取り組みとして福祉施設に関しては全て用意してございますが、非常用物資の確保、こういったものを上乗せの規定として設けたいと思っております。これにつきましても、原則として市の幼保連携型の認可基準と同様となっております。

「その他」の部分ですが、幼保連携型認定こども園の認可の基準と比較しまして、３類型の国の基準、告示は、多少薄いといいますか、規定の数が少ない部分がございまして、それらについて、幼保連携型認定こども園には規定があるのですが、この３類型について国の規定がない部分につきまして、幼保連携型と同等になるように上乗せをしております。具体的には資料２－２をご覧ください。

資料２－２につきましては、左側が国の基準で、右側が本市の基準ということで、今まで説明してきたところをより詳しく記載してございますが、内容としましては今説明したとおりですので飛ばさせていただきまして、３ページをご覧ください。

３ページの一番下、「その他」のところです。こちらは、国の告示、基準等には特に書かれていないのですが、市の基準で上乗せしているものです。基本的には、内容としては特段特筆するものではなくて、当たり前といえば当

たり前なのですが、必ずやっていただきたいということで条例化するものです。例えば、「職員配置」のところでは、給食を自園調理する場合には調理員を配置することとしますが、これも国の基準にはないので、改めてこういったところで規定させていただきたいということです。先ほど申し上げましたとおり、設備として、職員室、保健室、便所を備える等内容としては特筆すべきものではございません。

ページを１枚おめくりいただきまして４ページでございます。この欄外ですけれども、「以下については、小規模な保育所からの移行を考慮し、本基準に規定しない」とあります。基本的には幼保連携型と同じにしているのですが、幼保連携型の規定にはあって、この条例にはないものが、この学級編制の部分です。今、千葉市では、駅の近くに小規模な 59 人以下の保育所が多数ございますけれども、そういったところでは、例えばですけれども、２歳から５歳までを１つの部屋で保育するというようなことが多く行われておりまして、そういったところに対してこの学級編制の考え方というのを当てはめますと、なかなか認定こども園への移行ができないということもございますので、これにつきましては本基準には規定しないということにさせていただこうと考えております。

Ａ３横の資料２－１に戻っていただきまして、以上が１つ目の条例、認定こども園の認定の要件を定める条例についてでございます。

右側の資料、下半分からですが、もう一つの条例について、これが千葉市社会福祉審議会条例の一部改正についてでございます。

（１）の「改正の趣旨」のところですが、現在、幼保連携型認定こども園の認可に当たりましては、児童福祉施設について調査審議を行う児童福祉専門分科会の部会の一つである設置認可部会を当該機関に位置づけて審議、認可に当たっての意見を聴いております。幼保連携型以外の認定こども園につきましても、提供する教育・保育の内容ですとか、施設に支払われる公定価格は幼保連携型と同等でありますので、幼保連携型と同等の質の確保のために設置認可部会において調査審議を行う必要があると考えております。したがいまして、（２）の「改正の概要」のところですが、設置認可部会の調査審議の事項の中に幼保連携型以外の他の３類型の認定こども園を追加するという改正を行わさせていただきたいと考えております。

ただし、（３）のところ、調査審議の実際の運用の部分ですけれども、例えば、幼稚園が３歳以上児のみを対象とした幼稚園型の認定こども園になるような場合につきましては、改めての審議というよりも、書類上のチェック等々をさせていただきまして、必要に応じて事業者からのヒアリングを省略するなど、より部会を円滑に運営できるような調査審議の運用手法についてこの先検討して、委員さんに余り負担をかけないようなやり方でやっていきたいと考えております。

最後、３番、スケジュールですが、この 12 月に、先ほど申し上げました千葉県の事務処理特例条例の一部改正案が千葉県議会に提出される予定でございます。それと時を同じくしまして、市としましてはパブリックコメントの手続を行います。パブリックコメントは左側の基準条例のみの予定でございます。28 年２月には、パブリックコメントを踏まえて基準条例案を確定しまして、皆様に報告ということをさせていただきたいと思っておりますが、大きな変更がなければ資料送付の形でご報告というふうにさせていただきたいと思っております。その上で、28 年の第１回定例会に議案を提出、そして議決いただけましたら、４月に実際に条例を施行する、こういったスケジュールで予定しております。

説明につきましては以上でございます。

ありがとうございました。

中澤会長：　ただいまの説明について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

畠山委員：　県から市に移譲されることは基本的には賛成ですし、幼保連携型と幼稚園型を、市のほうでやっていただくということは結構だと思います。

質問ですが、今、幼稚園では、非常用物資の確保というようなことは、それぞれのところがやっていますけれども、これは具体的にどんな基準でおやりになっていくのでしょうか。

それから、かねがね子ども・子育て会議でもお話ししていますけれども、社会福祉審議会の設置認可部会の委員ですが、例えば幼稚園では、県のほうですと私学審議会というものが設けられていて、幼稚園の代表者がそこに参加して、意見を述べる場があるのですが、今度、市のほうに移った場合、そういったものは今後どういうふうにお考えなのかということ。

あと、例えば、４ページの学級編制のところに、小規模の保育所からの移

行を考慮したと書いてありますが、例えば、こういうことになった場合、私学審議会とかはなくて、60 人以下の保育所から幼保連携型の認定こども園に移行する場合、１号認定の定員等はどういうふうに考えているのか。それから、市が区に整備をする 19 人以下の保育所の場合はこういうことは考えられないのでしょうけれども、59 人以下の保育所だったら、こういったものでも幼稚園型の認定こども園ができてしまうのでしょうか。

中澤会長：　３点ほどありましたけど、よろしくお願いします。

秋庭担当課長：　保育支援課担当課長です。

１点目、物資の確保の部分ですが、さきの東日本大震災のときに、保育所におきまして預かっている子どもさん、親御さんが東京にお勤めの場合とかで戻ってこられないという方が数多くいらっしゃいまして、子どもさんがそのまま保育所に泊まって、一番遅い方でたしか翌日のお昼過ぎになってもまだ戻られなかったというような方もいらっしゃいました。こういうようなことに備えまして、非常用物資の確保というのは、基本的には、お水ですとか食料、こういったものを３日間程度分は確保していただくというようなことを考えております。これらの詳細な規定につきましては、要綱なり通知なりでお示しさせていただきたいというふうには思っております。

それから、設置認可部会のメンバーのことにつきましては、28 年の６月までが今の委員方の任期になっていると思いますので、それに向けて、今いただいたご意見は検討させていただきたいと考えております。

それから、最後、小規模の保育所の部分ですけれども、59 人以下の保育所が認定こども園に移行する場合には、保育所型の認定こども園以外への移行というのは基本的には考えられないことになります。まず、幼保連携型としては、例えば園庭がないですとか、そういったこともございますので、基準を満たさないということで、幼保連携型には移行できないだろうと思っております。それから、幼稚園型への移行につきましては、幼稚園としての認可を受けておりませんので、幼稚園型への移行というのも当然できない。そうすると、駅の近くにある 59 人以下の保育所が、保育所型の認定こども園に移行するというようなことを基本的に考えての規定でございます。

なお、19 人以下のお話も出ましたが、19 人以下の小規模保育事業につきましては、３歳未満児を対象にした小規模保育事業という別事業でございまし

て、それらが駅の近く等々で３歳児までお預かりいただいて、３歳になった以降は、保育所なり認定こども園なり、あるいは預かりをしていただいている幼稚園なりで引き続きお預かりいただく、このような形を想定しております。

畠山委員：　保育所型の認定こども園も、１号認定の定員というのは設定されるのでしょうか。

秋庭担当課長：　保育所型の認定こども園になった場合には、１号認定の定員を若干名設定していただくことになろうかと思います。千葉市の場合、数多くの私立幼稚園がございまして、もちろん園にもよりますけれども、全体としては１号児童の定員にはまだ余裕があるという状況でございますので、あえてここで保育所に１号定員をつくるということは基本的には考えておりませんが、そういった中で、もともと働いていたけれども、認定こども園になって、引き続き預けられるのであれば仕事をやめようかなとか、あるいは、そういう理由以外にも何らかのご事情があって、今まで働いていたんだけど、仕事をおやめになる、ですが、子どものことを考えて引き続き同じ施設に通いたいというようなことも想定されますので、若干名の定員については設けていただきたいと考えておりますが、あくまでもこれは必要最小限で、各学年でも本当に若干名程度ということで考えております。

中澤会長：　ありがとうございました。

そのほか何かご質問などございませんか。

中溝委員：　中溝です。資料２－２の４ページ目の「懲戒権限濫用禁止」というところ、多分誤字だと思うのですけれども、「身体的苦痛を与え」の後、「人格を与え」とありますが、これは完全に削除でよろしいのでしょうか、それとも何か別の言葉が入るものなのでしょうか。

秋庭担当課長：　すみません、確認しますが、これについては間違いなく誤りでございます。加わるのか、これをそのまま削除かは、すみません、修正版でご確認いただきたいと思います。申し訳ございません。

中溝委員：　それに追加してすみません。多分、幼保連携型の条例案のときもこの内容の審議があって、見逃していたのだと思いますが、園長は懲戒に関し権限を濫用してはならないというふうにあります。園長というのは、そもそも懲戒権があるのでしょうか。親権であれば懲戒権の規定が確かにあるので、それ

は、子どもの利益のためにとか監護・教育に必要な限度でというような改正が平成23年に行われたというところがあるのですけれども、児童福祉施設に関しては不勉強で、そもそも懲戒権があるからこそ濫用してはならないというふうになると思うのです。大変申しわけないですけれども、懲戒権の根拠を教えていただけますか。

秋庭担当課長：　保育所にかかわらず、児童福祉施設の長につきましては、懲戒権の濫用の禁止というような規定は法令上もございまして、逆に言いますと、親御さんではなくて、子どもさんを、日中、あるいは、児童養護施設とかですと夜も含めてになると思いますが、お預かりして養育するというようなことを福祉施設として行うというところから、一定のこういった懲戒、もちろん濫用はできないのですけれども、そういった権限が与えられていると解することができるかと思います。

中溝委員：　ありがとうございました。一時保護をしている子どもだとか、それから、児童福祉法の27条に基づいて施設入所になっている子どもについては、親権の濫用だとか、代行規定などがあるのは確認はしておりましたが、こども園や保育所等については、わからなかったもので。ありがとうございました。

すごく当たり前のことだとは思うのですけれども、そもそも懲戒って何なんだろうか、懲戒と虐待の境目ってどこなんだろうか、すごく難しいところだと思いますので、これから新しくできる認定こども園だけではなくて、既存の施設内においても、くれぐれも、研修などでその線引きがどこかというところをよく学んでいただければと思います。

中澤会長：　よろしいでしょうか。

その点について留意いただいて、よろしくお願いいたします。

この文言については、後日ですね。

秋庭担当課長：　はい。

中澤会長：　わかりました。

何かそのほかにご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定いたしたいと思います。

議題　（４）里親認定の適否について【非公開】

報告事項　（１）里親の辞退について【非公開】

その他

中澤会長：　それでは、続きまして、次第の４、その他ですが、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いします。

始関課長：　次回の開催予定でございますが、来年３月頃を予定してございます。日程につきましては、時期が参りましたら改めて調整をさせていただきます。

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、最後に、委員の方からご質問、ご意見などございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問などないようですので、予定していた議題等は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして予定どおり円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

田中主査：　それでは、以上をもちまして、平成 27 年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会とさせていただきます。

なお、資料３、資料４につきましては、個人情報が含まれておりますので、そのまま机の上に置いてお帰りいただきますようにお願いいたします。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

以上